

別海町ふるさと応援制度

寄付をいただきました

支援に関する事業』『清らかな川づくりに関する事業』『酪農・水産・商工観光等の振興発展に関する事業』に有効活用させていただきます。

～今後も皆様からの応援をお待ちしています～

寺井 功さん（神奈川県在住）から寄付をいただきました。

今回寄せられた寄付金は『高齢者・障がい者の

問合せ／企画振興担当（内線2213）

陸上自衛隊徒歩行進訓練の実施について

陸上自衛隊北部方面隊第5旅団による徒歩行進訓練が、下記のとおり行われますのでお知らせします。

1 日時 (1)徒歩行進訓練全般

6月9日(火)午後6時から6月10日(水)午前7時

(2)演習場外を行進する時間帯（予定）

1 周目 9 日 午後6時頃から午後9時30分頃

2 周目 10日 午前1時頃から午前4時30分頃

2 徒歩行進場所 (1)矢臼別演習場及び周辺地域

(2)演習場外行進経路 矢臼別演習場入口⇒北四線⇒北二線⇒十八号線⇒上風蓮大橋⇒開南入口

3 徒歩行進実施部隊等 第5旅団第6普通科連隊、人員約380名、車両約15両

4 服装、携行品 個人装備火器（拳銃、小銃（銃剣）、機関銃等のいずれかを携行）、迷彩服、長靴、鉄帽、背のう

訓練実施に関するお問合せは、次のとおりです。

問合せ／●第5旅団第3部訓練班 TEL0155-48-5121（内線2935）

●役場総合政策課地域政策担当 TEL75-2111（内線2211）



消防団員募集

別海消防団では、団員の募集を行っています。

消防団は、地域の安全と安心の要として、欠かすことのできない存在です。「自分たちのまちは、自分たちで守る」活動にご協力をお願いします。

なお、女性団員の主な活動は、火災予防の啓発となります。

消防署から

要件

- ①居住地、又は勤務地が別海町内であること
- ②18歳以上であること

処遇

- 団員報酬及び費用弁償
- 公務災害補償
- 退職報償金 ●被服貸与 等



吉田寿美子
女性消防団員部長
(団本部)



河嶋 憲一
第1分団長
(別海)



中村 清一
第2分団長
(本別海)



伊藤 豊
第3分団長
(尾岱沼)



末松 秀義
第4分団長
(中春別)



坂脇 堅一
第5分団長
(上春別)



杉本 賢一
第6分団長
(西春別)



青木 啓安
第7分団長
(西春別駅前)



	女性 消防団員	1分団	2分団	3分団	4分団	5分団	6分団	7分団
定数	10	51	35	42	37	26	30	45
実数	9	46	35	41	34	26	29	40

問合せ／別海消防署管理課
TEL75-0230

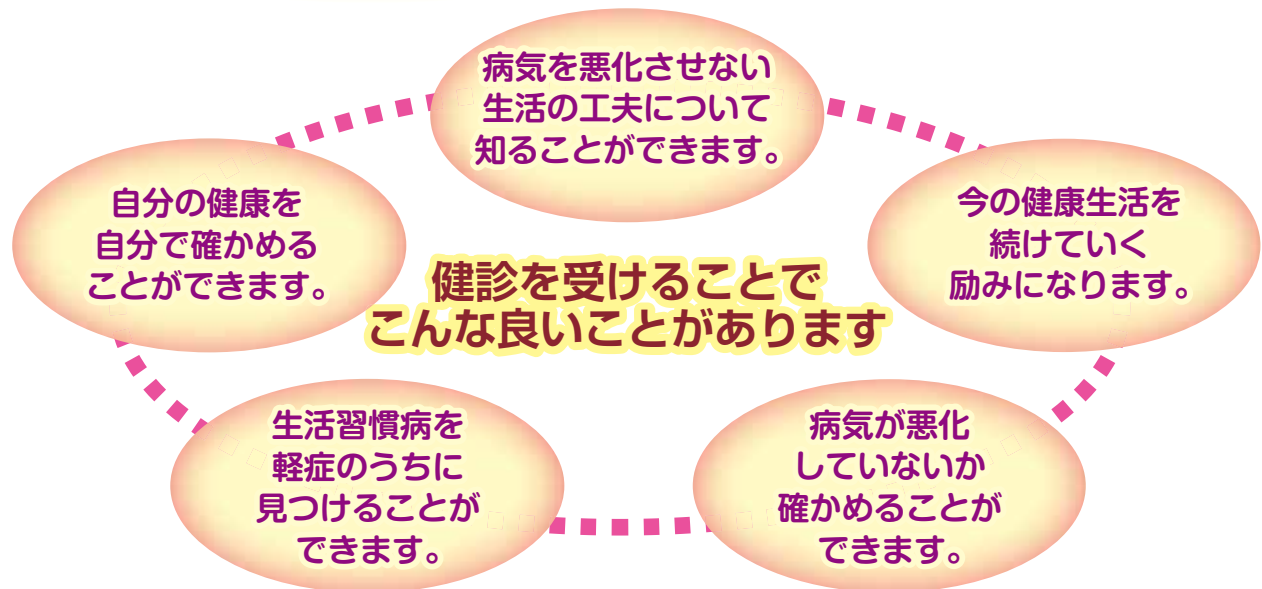
後期高齢者医療制度の被保険者の皆さまへ

健康診查のご案内

後期高齢者健康診查を実施します

後期高齢者医療保険に加入している方（75歳以上の方など）の健康診査（健診）を実施します。

病気の予防、病気を悪化させないためには、定期的な健診が重要です。いくつになっても元気でいきいきと過ごすために、健診を受けて健康管理に努めましょう。



通院中の方も、からだの状態を知ることによって自分の健康管理に役立てることができますので、健診を受けることをお勧めします。

- 対象者 後期高齢者医療保険に加入している方（75歳以上の方など）
- 実施期間 平成27年6月1日(月)から平成28年2月29日(月)
- 健診医療機関 ①町立別海病院 ②西春別駅前診療所 ③尾岱沼診療所
- 受診方法 受診希望日の1週間前までに医療機関に連絡して、受診日を予約してください
- 健診料 自己負担分800円
- 持参するもの 被保険者証、健診料、受診券（5月下旬に送付しています）
- 健診内容 問診、身体計測、血圧測定、血液検査（血糖・肝機能・血中脂質）、尿検査（腎機能）

**健康なあなたも、
治療中のあなたも、
年に1回は健診を
受けましょう**

還付金詐欺の電話に注意してください！

北海道内で、市町村の後期高齢者医療担当職員を装った還付金詐欺と思われる電話が相次いでいます。

電話の内容 ■保険料の還付金があります。口座番号は？



■高額療養費を振り込みたいが振込先の金融機関はどこですか？

■還付の手続きのために、ATMに行ってください。



役場から還付金の受取りのために、ATMでの操作を指示するようなことはありません。

不審な電話が掛かってきたら、必ず下記担当に確認してください。

問合せ 後期高齢者・医療給付担当（内線1241・1242）



別海町ごみの減量化大作戦! その12

プラスチック容器包装ごみの分別について

ごみの出し方で問合せが多いのが、プラスチック容器包装ごみです。

プラスチック容器包装ごみは、「容器包装リサイクル法」をもとに分別回収されています。回収後はリサイクルされ再利用されますので、きちんと分別して出すことで、ごみの減量につながります。

今一度確認していただき、ごみの分別・減量化にご協力をお願いします。

「プラスチック製品はプラスチックごみ?」

プラスチック容器包装ごみとは、商品を保護しているプラスチック製の容器や包装物のことをいいます。お菓子を包んでいた袋や、インスタント食品のカップ、シャンプーボトルなどがプラスチック容器包装ごみにあたります。プラスチック製のケース、食器、おもちゃや植木鉢などは、素材がプラスチックでもプラスチック容器包装ごみとはなりません。

対象とならないプラスチック製品については、「もえるごみ」で出してください。



「容器包装なのか、プラスチック製品なのか見分けが難しい!」

プラスチック容器包装にあたるものには、識別マークがついています。分別に迷ったときは、「べつかいのごみ出し事典」や、この識別マークを参考にしてください。また、分からない場合は、下記担当へお問合せください。



スプレー缶(エアゾール缶等)ごみの排出時の注意点について

町では、スプレー缶等をごみとして出す場合には、『中身を使い切ってから、穴をあけて排出する』としておりますが、穴あけ作業をする際は屋内で行うと爆発・火災の原因となってしまいます。

作業をする場合は、以下の点に注意して行ってください。

- 1 排出するスプレー缶の内容物は、すべてガス抜きする。
- 2 穴あけする時は、風通しが良く、火気のない屋外で行う。
また、穴あけ作業はガス抜き器具を利用し行う。



問合せ／町民生活担当（内線1211～1213）

し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ

7月のくみ取り地区は別海、本別海、走古丹、中春別、豊原、美原、尾岱沼、床丹となります。くみ取りが必要な方は**6月20日**までにお申込みください。

なお、証紙がないとくみ取りできませんので、事前に必ず別海町収入証紙（し尿処理専用）を用意しておいてください。

また、定期的にくみ取りが必要な方に対する定期くみ取りの受付も行っています。



問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）